

井原市アダプト事業実施要領

（目的）

第1条 井原市アダプト事業（以下「事業」という。）は、地域住民及び企業等の団体（以下「活動団体」という。）が、清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、地域の共有財産である道路及び河川への愛着心を深めるとともに、道路や河川の利用者マナーの向上を図ることを目的とする。

（事業への参加）

第2条 事業への参加を希望する団体の代表者は、市長に活動団体認定申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（活動団体の要件）

第3条 事業に参加できる団体は、活動の対象区間において清掃美化活動を行い、又は行おうとする自治会、老人会、生徒会、有志及び企業（従業員の団体を含む。）等とする。

2 活動団体の構成人数は、10人以上とする。

（活動団体の認定）

第4条 市長は、第2条の規定により、活動団体認定申請書の提出があったときは、審査のうえ活動団体を認定するものとする。

2 市長は、活動団体を認定したときは、活動団体に活動団体認定書（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の認定を受けた活動団体は、認定後速やかに活動計画報告書（様式第3号）により、当該年度の活動計画を市長に報告するものとする。

（合意書の締結及び事業の実施）

第5条 市長は、活動団体を認定したときは、速やかに活動団体代表者と、別に定める事業に係る合意書を締結するものとする。

（実施期間）

第6条 事業の実施期間は、合意書を締結した日から合意書を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（対象区間及び回数）

第7条 事業の対象区間及び実施回数は公共施設ごとに以下のとおりとする。ただし、初年度については、この限りではない。

市道 連続した300m以上の一定区間を年間4回以上

河川 市管理河川100m以上の一定区間を年間2回以上

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

活動団体認定申請書

年 月 日

井原市長

殿

団 体 名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

井原市アダプト事業の活動団体として、次のとおり認定を申請します。

1 活動しようとする範囲

路線・河川名称	延長	メートル
区 間	町 番地先から	町 番地先まで

2 活動頻度

1 年に 回
(ただし、申請初年度は 回)

3 参加者数

別紙「活動団体構成者名簿のとおり」 計 人

4 作業内容 (該当する項目番号に○印)

- 1 道路・河川及び周辺の紙くず、空き缶、空き瓶等の除去
- 2 道路側溝及び河川の清掃
- 3 沿道及び堤の草刈
- 4 道路植栽の整枝
- 5 道路標識・カーブミラー・ガードレールの清掃

活動団体構成者名簿

ふ り が な 団 体 名	
-------------------------------------	--

番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			
2 1			
2 2			
2 3			
2 4			
2 5			

構成者が 2 5 人を超える場合はこの用紙を複写して記入してください。

活動団体認定書

認定番号
年 月 日

団体名

代表者 殿

井原市長

貴団体を、井原市アダプト事業の活動団体として、次のとおり認定します。

1 活動範囲

2 活動頻度

年間 回

3 参加者数

計 人

4 作業内容

(参考様式)

事故発生報告書

受 傷 者

住 所

電 話

氏 名

年 齢

事故発生日時

年 月 日 時 分頃

事故発生場所

井原市

町

番地先

事故の原因、状況等

上記事故報告は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

活動団体名

代表者住所

代表者氏名